

議案第 90 号

前橋市手数料条例の改正について

令和元年 9 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市手数料条例の一部を改正する条例

前橋市手数料条例（昭和 51 年前橋市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

住民票又は戸籍の附票に関する証明	350円	1世帯又は1戸籍をもって1件とする。
------------------	------	--------------------

」

「

住民票又は除票に関する証明	350円	1世帯又は1人をもって1件とする
戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に関する証明	350円	1戸籍をもって1件とする。

」

「

住民票又は戸籍の附票の写しの交付	350円	1世帯又は1戸籍をもって1件とする。
------------------	------	--------------------

」

「

住民票又は除票の写しの交付	350円	1世帯又は1人をもって1件とする
戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	350円	1戸籍をもって1件とする。

」

を

に、

を

に改

め、同表個人番号の通知カードの再交付の項を削る。

別表第 2 第 3 項第 2 号オ中「158 万円」を「159 万円」に、「194 万円」を「195 万円」に、「226 万円」を「227 万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 1 個人番号の通知カードの再交付の項を削る改正規定 市規則で定める
日
- (2) 別表第 2 の改正規定 令和元年 1 0 月 1 日